二　昭和六十三年郵政省告示第六百四十八号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表一〇の項を次のように改める。

一〇	削除

三　平成四年郵政省告示第二百九号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表六六の項及び六七の項を削る。

四　平成七年郵政省告示第三十六号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表三七の項を次のように改める。

三七	削除

五　平成七年郵政省告示第六百八号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表一の項を次のように改める。

一	削除

第二項の表二の項中「同右」を「放送業務用」に改める。

六　平成九年郵政省告示第百十八号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表二六の項を次のように改める。

二六	削除

七　平成十一年郵政省告示第五百九十七号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表三の項から七の項までを削る。

八　平成十二年郵政省告示第三百二十四号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一五の項を次のように改める。

一五	削除

第一項の表三八の項を次のように改める。

三八	削除

九　平成十三年総務省告示第二百七十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表三三の項及び三四の項を次のように改める。

三三	削除
三四	削除

第一項の表四八の項を次のように改める。

四八	削除

第一項の表六八の項を次のように改める。

六八	削除

十　平成十三年総務省告示第五百五十五号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表二五の項を削る。

十一　平成十四年総務省告示第四百十五号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表六五の項を次のように改める。

六五	削除

十二　平成十五年総務省告示第二十一号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一七の項を次のように改める。

一七	削除

十三　平成十五年総務省告示第七百十一号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表一の項を次のように改める。

一	削除

第二項の表二の項中「同右」を「放送業務用」に改める。

十四　平成十六年総務省告示第三百四十五号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表三の項を次のように改める。

三	削除

第二項の表二三の項及び二四の項を削る。

十五　平成十七年総務省告示第百十九号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表三の項及び四の項を削る。

十六　平成十七年総務省告示第八百三十五号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

表六二の項及び六三の項を次のように改める。

六二	削除
六三	削除

十七　平成十七年総務省告示第千二百五十六号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一一の項及び一二の項を削る。

十八　平成十八年総務省告示第百十八号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表九七の項を次のように改める。

九七	削除

第三項の表三の項を次のように改める。

三	削除